

京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月27日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第7号

京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する
規則

京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局生涯学習部)